

令和 7 年 5 月 30 日

物流・自動車局 車両基準・国際課

自動車整備課

6 月は、「不正改造車を排除する運動」の強化月間です！

～ 車の不正改造は、事故や環境悪化を引き起こす犯罪です ～

国土交通省では『不正改造車^{※1}を排除する運動』として、関係省庁・団体^{※2}と連携し、不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動を行っております。その一環として、各地方運輸局等が定める「強化月間」が6月から始まり^{※3}、街頭検査の実施など、安全・安心な車社会形成のための徹底した取組みを行います。

※1 及び 2 各別紙に記載； ※3 強化月間… 6 月：各地方運輸局、10 月：内閣府沖縄総合事務局

1. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- ・ ポスター及びチラシ（別紙 3～5）等の貼付、配布及び SNS 等への掲載等により、積極的に広報を実施。
- ・ 全国のバス事業者の協力（別紙 6）による、バス車両前面への広報横断幕の掲示。
- ・ タイヤ等の不正改造や点検整備未実施が大きな事故に繋がることの周知（別紙 7）。

2. 不正改造車を排除するための街頭検査の実施

- ・ 警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を全国各地で実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

3. 不正改造車に関する情報収集等

- ・ 運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」（別紙 8）を設置し、通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求める。

バス車両へ広報横断幕の掲示



電光掲示板を活用した広報



不正改造車を排除する街頭検査の実施



【問い合わせ先】 物流・自動車局 自動車整備課 松井・坂本（運動全般に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42413）

03-5253-8599（直通）

車両基準・国際課 村田・高嶋（騒音等の基準に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42522）

03-5253-8604（直通）

※街頭検査等の詳細については、各地方運輸局等にお問い合わせください。